吸収分割に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面）

2026 年 4 月 1 日

株式会社 TBS テレビ

株式会社 TBS ホールディングス

2026年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

（吸収分割会社）
東京都港区赤坂五丁目3番6号
株式会社TBSテレビ
代表取締役　龍宝　正峰

（吸収分割承継会社）
東京都港区赤坂五丁目3番6号
株式会社TBSホールディングス
代表取締役　阿部　龍二郎

株式会社TBSテレビ（以下「TBSテレビ」といいます。）と株式会社TBSホールディングス（以下「TBSHD」といいます。）は、2026年2月5日付で締結した吸収分割契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、TBSテレビのTBS放送センター（所在地：東京都港区赤坂五丁目3番6号）に関する権利義務の一部を、TBSHDに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に規定する事項は、以下のとおりです。

1.　本吸収分割が効力を生じた日

2026年4月1日

2.　吸収分割会社（TBSテレビ）における次に掲げる事項

(1)　会社法第784条の2の規定による請求（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

TBSテレビはTBSHDの完全子会社であるため、会社法第784条の2の規定に従いTBSテレビに対して本吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2)　会社法第785条の規定による手続（反対株主の株式買取請求）の経過

本吸収分割は、会社法第784条第1項に基づく略式吸収分割であり、TBSテレビはTBSHDの完全子会社であるため、本吸収分割において該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続（新株予約権買取請求）の経過

本吸収分割において対象となる新株予約権はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続（債権者の異議）の経過

TBSテレビは、会社法第789条第2項及び第3項に従い、官報及び毎日新聞において2026年2月27日付で債権者に対し異議申述をすることができる旨の公告を行いましたが、申述期限までに同条第1項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社（TBSHD）における次に掲げる事項

(1) 会社法第796条の2の規定による請求（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第796条第2項に基づく簡易吸収分割であり、会社法第796条の2但書きに規定する場合に該当しますので、本吸収分割において該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続（反対株主の株式買取請求）の経過

本吸収分割は、第796条第2項に基づく簡易吸収分割であり、第796条の2但書きに規定する場合に該当しますので、本吸収分割において該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続（債権者の異議）の経過

TBSテレビは、会社法第799条第2項に従い、官報及び毎日新聞において2026年2月27日付で債権者に対し異議申述をすることができる旨の公告を行いましたが、申述期限までに同条第1項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社（TBSHD）が吸収分割会社（TBS テレビ）から承継した重要な権利義務に関する事項

TBSHDは、2026年4月1日付で、TBSテレビから、本吸収分割に係る吸収分割契約記載の資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を承継しました。

本吸収分割に際してTBSHDがTBSテレビから承継した資産の額は68,829百万円、負債は1,144百万円です（いずれも概算値）。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

TBSテレビ及びTBSHDは、会社法第923条に定める吸収分割の変更登記の申請を、本吸収分割の効力発生日である2026年4月1日から14日以内に行う予定です。

6.　その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上